

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎ 76 - 2151 内線 222、223

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間のある方へ

▼国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間のある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から3年目以降に追納した場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされ、支払額が増加します。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。
◎一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。

◎「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例制度」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

詳しくは 年金加入者ダイヤル
☎ 0570 - 003 - 004

平成31年度オホーツク管内 町村職員採用資格試験案内

試験実施日 平成30年9月16日(日)
公示日 平成30年7月2日(月)
募集期間 平成30年7月2日(月)～
7月31日(火)消印有効

願書配布期間 平成30年7月2日(月)～
試験申込書等の設置場所

(設置は公示日以降)・オホーツク町村会
・管内町村役場 ・網走市並びに紋別市
・北見市大卒者情報センター
・北海道町村会 ・札幌学生職業センター

問い合わせ先

・オホーツク町村会 ☎0152-44-6472
(網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎内)
・津別町役場総務課
☎ 76 - 2151 (内線 208)

フラワーマスター認定講習会を札幌市で開催

北海道では、花の育成管理、まちなみ景観に配慮した花の使い方などを指導助言できる方を「フラワーマスター」として認定しています。津別町では、有志で協議会を結成し、五差路モニュメントへのバスケット設置など、まちの景観づくりを行っています。

花づくりや園芸が趣味の方はもちろん、地域で花壇づくりをされている方、これから参加したいと考えている方、フラワーマスターとして、まちづくりに参加しませんか？ 町があなたを北海道に推薦します。

《受講対象者》18歳以上で、次のいずれかに該当する方

- ・地域の花壇づくり・花づくりにかかわったことがある方や、これから参加したい方
- ・町の「花いっぱい運動」への取り組みに参加できる方

《平成30年度フラワーマスター認定講習会》※申込期限6月15日(金)

日時 7月27日(金) 午前10時～午後3時30分

場所 かでる2・7 1070号会議室(札幌市中央区北2条西7丁目)

※会場までの移動手段や宿泊施設等の予約、費用は全て自己負担となります。

申込先 住民企画課住民環境グループまで直接お越しください。

※印鑑をご持参ください。

※園芸に関しての地域ボランティア経験や、資格・受賞歴のある方は、申し込みの時にお伝えください。

※受講定員が60名程度のため、推薦しても受講できない場合がございますので、予めご了承ください。

問い合わせ先

住民企画課住民環境グループ ☎ 76 - 2151 (内線 216)

危険物安全週間

6月3日から6月9日まで

平成30年度
推進標語 『この一球 届け無事故へ みんなの願い』

ガソリン、灯油等の石油類をはじめとする危険物は、一般家庭・事業所等で幅広く利用されるとともに、私たちの生活の中にも深く浸透し、欠かすことができない物となっています。これらの危険物は私たちの暮らしを豊かにする一方で、その取り扱い方法を誤ると火災等の災害を誘発する危険性を持っています。この週間は、危険物に対する意識の高揚及び啓発を図り、危険物による事故を未然に防ぐことを目的としています。



★ご家庭の危険物にも注意！

暖房用の灯油だけではなく、潤滑油スプレー、ヘアスプレー、マニキュア除光液など私たちの身の回りにも多く危険物を使用した製品があります。普段から保管方法にも注意が必要ですが、特にごみとして廃棄する際に中身が入ったまま捨てるとごみ収集車の火災にもつながります。ごみを出すときには十分注意を払ってください。

『火事と救急』は119 津別消防署 ☎ 76 - 2189(予防担当)

網走川の洪水情報の配信開始について

近年、記録的な豪雨により全国的な大規模水害、土砂災害が頻発しています。また、気候変動の影響により、今後ますます洪水の発生頻度が高まることが予想されています。

そのため、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築をめざして、網走川流域の沿川4市町、北海道、国が連携・協力してハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進しています。

この取り組みの1つとして、大規模な洪水が網走川で発生した場合に、浸水する危険性の高い地域の皆さまの携帯電話やスマートフォンに対して洪水情報の自動配信を5月1日から津別町全域で開始しています。

この洪水情報を活用していただくことにより、住民の皆さまが自ら水害の危険性を察知し、自主的な避難に役立てていただけるものと考えております。

【配信の内容】

■配信の開始日：平成30年5月1日(火)から

■配信エリア：津別町全域(緊急メールとしてエリア内の方の携帯端末に自動配信されます)

■配信する情報：網走川において河川氾濫のおそれがある(氾濫危険水位を超えた)情報及び氾濫が発生した情報を配信

■対象の水位観測所：網走川 津別水位観測所

※詳細については北海道開発局網走開発建設部 ☎ 0152 - 44 - 6793

又は役場建設課道路車両グループ ☎ 76 - 2151 (内線 251) までお問い合わせください。

介護保険料納入通知書を送付します ～保険料の金額や納期限の確認を～

65歳以上の方(第1号被保険者)は、介護保険料を納付することになりますが、その納め方は、普通徴収と特別徴収の2種類に分かれます。普通徴収の方には介護保険料納入通知書を6月中旬頃に、特別徴収の方には介護保険料特別徴収通知書を8月にそれぞれ発送します。

普通徴収 納入通知書に記載の金融機関で納付してください。なお、第1期納期限は7月2日です。

◆口座振替も利用できます◆

納付書で保険料を納付する方については、口座振替が利用できます。介護保険料の納付書、通帳、印鑑(通帳届出印)を用意し、取り扱い金融機関(ゆうちょ銀行と町内の金融機関のみ)で手続きをお願いします。

※口座振替の開始は、申し込み日の翌月からになります。

特別徴収 年金が年額18万円以上の方は、各種公的年金(老齢・退職・障害・遺族年金)からの天引きとなりますので、金額をご確認ください。

普通徴収・特別徴収併用の方 年度の途中(6月・8月または10月)から特別徴収が開始される方には、1期または2期分までの介護保険料納入通知書(手払い用)を発送します。

保険料額 第7期(平成30年度～平成32年度)より基準額が月額4,440円に改定となります。第6期(平成27年度から平成29年度)の月額3,800円と比較すると月額640円の増額となります。

基準額の決め方 介護サービスの総給付費 × 65歳以上の方の負担分23% ÷ 65歳以上の方の人数 = 基準額

※この基準額を基に、算定した第7期の保険料は表のとおりです。

問い合わせ先 保健福祉課 介護福祉グループ 介護保険担当②番窓口 ☎ 76 - 2151 (内線 230)

所得段階	保険料の調整率	新保険料(年額)	旧保険料(年額)
第1段階	基準額 × 0.50 ↓負担軽減適用 基準額 × 0.45	26,600円 ↓ 23,900円	22,800円 ↓ 20,500円
第2段階	基準額 × 0.65	34,600円	28,500円
第3段階	基準額 × 0.75	39,900円	34,200円
第4段階	基準額 × 0.90	47,900円	41,000円
第5段階	基準額	53,200円	45,600円
第6段階	基準額 × 1.20	63,900円	54,700円
第7段階	基準額 × 1.30	69,200円	59,200円
第8段階	基準額 × 1.50	79,900円	68,400円
第9段階	基準額 × 1.70	90,500円	77,500円